

第 2 章 竹田市の文化財の概要

第 1 節 指定等文化財

(1) 指定等文化財の件数

本市の指定等文化財の件数は、令和 4 年（2022）3 月末時点で 247 件である。その内訳は国指定・登録 32 件、県指定・選択 36 件、市指定 179 件である。類型別では、有形文化財が 121 件と最も多く、次いで記念物 91 件、民俗文化財 35 件、無形文化財と文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術の指定等はない。また、『大分県遺跡地図』（平成 30 年）によると、周知の埋蔵文化財包蔵地は 472 件となっている。

表 2：竹田市指定等文化財の件数

種別		国		県		市	総計
		指定	登録	指定	選択	指定	
有形文化財		3	18	16	－	84	121
美術工芸品	建造物	2	18	6	－	41	67
	絵画	0	0	4	－	3	7
	彫刻	0	0	6	－	24	30
	工芸品	1	0	0	－	9	10
	書跡	0	0	0	－	0	0
	典籍	0	0	0	－	0	0
	古文書	0	0	0	－	4	4
	考古資料	0	0	0	－	3	3
	歴史資料	0	0	0	－	0	0
民俗文化財		0	－	3	1	31	35
	有形の民俗文化財	0	－	0	0	6	6
	無形の民俗文化財	0	－	3	1	25	29
記念物		10	1	16	－	64	91
	遺跡（史跡）	4	0	5	－	37	46
	名勝地（名勝）	0	1	1	－	3	5
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	6	0	10	－	24	40
総計		13	19	35	1	179	247

※ 6 類型のうち、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群は指定等の実績なし。

※ 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）国指定 6 件のうち 1 件は特別天然記念物（カモシカ）。

※ 令和 4 年（2022）3 月末時点での数値。

地域別（竹田・荻・久住・直入）の分布件数であるが、岡藩に由来する指定等文化財が竹田地区に集中して所在するため、竹田地域の件数が最も多くなる。有形文化財と記念物は各地域に所在し、特に有形文化財では中世石造物が、記念物では天然記念物が広範に分布している。伝統芸能など無形の民俗文化財は竹田地域と荻地域に多い。また、竹田地域と荻地域に周知の埋蔵文化財包蔵地が多く分布し、菅生・荻台地に縄文～古墳時代の遺跡が密集している。

表3：竹田市指定等文化財の地域別件数

類型等		地域				計
		竹田	荻	久住	直入	
国指定	有形文化財	3	1	0	0	4
	記念物	7	0	4	1	12
国登録	有形文化財	18	0	0	0	18
	記念物	0	1	0	0	1
県指定	有形文化財	12	2	2	0	16
	民俗文化財	2	1	0	0	3
	記念物	5	2	3	6	16
県選択	民俗文化財	0	0	1	0	1
市指定	有形文化財	39	8	18	19	84
	民俗文化財	15	13	2	1	31
	記念物	23	17	14	10	64
計		124	45	44	37	250
周知の埋蔵文化財包蔵地		181	157	62	72	472

※国指定重要文化財白水溜池堰堤は竹田と荻、国指定史跡岡藩主中川家墓は竹田と久住
国指定天然記念物イヌワシは久住と直入に、それぞれカウントしている。

（２）指定等文化財の概要

１）有形文化財

建造物は67件（国指定2件、国登録18件、県指定6件、市指定41件）で最も多い。重要文化財2件は、市内最古（近世）の木造建築物でもある願成院本堂（愛染堂）と、農業水利施設の白水溜池堰堤水利施設（通称：白水ダム）である。国登録有形文化財のうち16件は城下町に所在する。近世末から近代にかけての商家や料亭だった建造物で、塩屋・佐藤家・吉川家・旧竹田書店・竹田市公民館竹田分館（旧一味楼）がある。この他、明治岡本井路と若宮井路笹無田石拱橋の農業水利施設が登録されている。県指定有形文化財の内訳は石造物5件と石橋1件で、市指定有形文化財の内訳は木造建築物10件、石造物26件、石橋5件である。木造建築物の多くは近世の社寺建築である。指定等件数が最多の石造物では、宝篋印塔や宝塔・石幢（六地藏塔）・五輪塔・板碑など鎌倉～近世初頭の石塔類が多くを占める。石橋は岩戸橋や山王橋の他、肥後街道の神馬橋などの通路橋と、若宮井路鏡石拱橋の水路橋があり、それらは近世後期から近代にかけて造られたものである。

美術工芸品のうち、絵画は7件（県指定4件、市指定3件）。岡藩主中川家歴代肖像画（14幅）と文人画家田能村竹田の絵画作品の他、岡城を描いた御城真景図屏風と三宅山御鹿狩絵巻16巻があり、いずれも近世のものである。

彫刻は30件（県指定6件、市指定24件）。平安時代後期から近世にかけての仏像や神像である。その多くは木彫であるが、高流寺仁王像や観音寺十六羅漢などは石造で、山の神像など特異なものも存在する。



願成院本堂（愛染堂） 重要文化財



白水溜池堰堤水利施設 重要文化財

工芸品は10件（国指定1件、市指定9件）。中川神社が所蔵する銅鐘（通称：サンチャゴの鐘）が重要文化財に指定され、この他、久住神社神饌鉢^{しんせんぱち}49個や原口天満神社銅和鏡^{どうわきょう}2面の他、碧雲寺扁額^{へきうん}、西光寺梵鐘^{さいこう}、岡藩3代藩主中川久清に由来する大鏡と人馬鞍^{ひとうまのくら}の2件などが市指定有形文化財となっている。

古文書は4件（市指定のみ）。中川藩資料は中川家文書を中心とする資料群で、この他、岡藩老職古田家文書^{そまだに}、杣谷伊藤家文書、岩戸橋文書が指定されている。

考古資料は3件（市指定のみ）。久住神社宝物として伝来した弥生時代の銅戈^{どうか}、近年の発掘調査で出土した縄文時代の土偶^{どぐう}3体、九州での出土が非常に珍しい御物石器^{ぎぶつ}がある。この他、直入地域の長湯横穴墓群第7号墓から発見された副葬品一式（鉄剣・鉄刀・鹿角製刀装具・ゴホウラ製貝輪・ヤコウガイ製装身具等）が県指定有形文化財になっているが、大分県立埋蔵文化財センター（大分市）保管のため本市の指定件数等には計上していない。



銅鐘（サンチャゴの鐘） 重要文化財



岩戸橋 県指定有形文化財

2）民俗文化財

有形の民俗文化財は6件（市指定のみ）。伝統芸能用具2件、恵比寿講^{えびすこう}の史料群と小学校の沿革史2件が指定されている。この他、稲葉ダム建設による水没地域から移築保存された相ヶ鶴井手家の石蔵^{あいがつる いで け いしぐら}が指定されている。

無形の民俗文化財は29件（県指定3件、県選択1件、市指定25件）。神社の祭礼に関わる伝統芸能（神楽^{はぐま}、白熊、獅子舞）の指定が26件で、県指定は城原八幡社の阿鹿野獅子^{あじかの みやど}、宮砥八幡社の宮砥神楽^{きばる}、荻神社のゆたての3件で、城原神楽など23件が市指定である。宮処野神社の神保会行事^{みやどころの じんばえ}が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。この他、本市の代表的な民芸品である姫だるまの製造技術も指定されている。



三宅山御鹿狩絵巻 県指定有形文化財



荻神社ゆたて 県指定無形民俗文化財

3) 記念物

遺跡は46件（国指定4件、県指定5件、市指定37件）。国指定史跡は岡城跡、岡藩主中川家墓所、旧竹田荘、七ツ森古墳群の4件で、県指定史跡は野鹿洞穴、長湯線彫磨崖仏及び梵字石、キリシタン洞窟礼拝堂、原のキリシタン墓碑、西光寺境内の5件である。市指定史跡は縄文時代から明治時代までの集落遺跡、墳墓、山城、磨崖仏、隧道、峠、寺院跡で、市用横穴古墳群、上坂田磨崖仏、御客屋敷、唐橋君山の墓、久戸谷旧隧道など37件がある。

名勝地は5件（国登録1件、県指定1件、市指定3件）で、指定物件はいずれも久住地域に所在する。県指定名勝は納池公園の1件で、市指定名勝は久住高原の日田往還沿いの松並木と南登山口のノシバ・ネザサ群落、白丹地区の稲葉公園の3件である。また、国登録記念物（名勝地関係）は1件で、大野川の最上流部に位置する白水の滝が登録されている。

動物・植物・地質鉱物は40件（国指定6件、県指定10件、市指定24件）。国指定の6件のうち、祖母・傾山系に生息するカモシカは特別天然記念物に指定されている。この他の国指定天然記念物は、竹田の阿蘇火砕流堆積物、竹田市神原の大野川水系イワメ生息地、大船山のミヤマキリシマ群落、くじゅう山のコケモモ群落、くじゅう山系に生息するイヌワシである。県指定天然記念物は杵山神社の大ケヤキや宮処野神社の社叢など10件、市指定天然記念物は片ヶ瀬の唐椿や城原神社の社叢など24件であり、9割以上を植物が占める。



旧竹田荘 国指定史跡



七ツ森古墳群 国指定史跡



納池公園 県指定名勝



大船山のミヤマキリシマ群落 国指定天然記念物

第2節 埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財として、周知の埋蔵文化財包蔵地 472 件が確認されている（大分県教育委員会『大分県遺跡地図』（平成 30 年））。

『大分県遺跡地図』に記載された種別ごとの地域別内訳を表 4 に示している。その種別欄の項目ように周知の埋蔵文化財包蔵地はおよそ分類されているが、その性格が明確でない「包蔵地」は 316 件と最も多い。次いで「墳墓」が 45 件、「集落」が 41 件と多い。「城跡」は 22 件確認され、指定等文化財では岡城跡（国指定）、山野城（市指定）、南山城（市指定）が含まれ、未指定文化財では騎牟礼城や津賀牟礼城などがある。

地域別では、久住・直入地域に比べ、南部の竹田・荻地域により多くの遺跡が分布し、大野川上流域の菅生・荻台地に縄文～古墳時代の集落遺跡等の包蔵地が濃密に分布する。また、大分川上流域にあたる都野地区でも比較的多くの集落遺跡等が分布している。竹田地区の旧城下町一帯は城下町遺跡となっており、周辺にも武家屋敷跡が分布する。

第3節 未指定文化財

（1）未指定文化財の件数

これまでの把握調査や先行研究の成果や市史等の各種文献のほか、歴史文化館の所蔵品目録などを確認し、竹田市未指定文化財一覧（資料編に掲載）を作成した。令和 4 年（2022）8 月末時点で、右の表のように計 3,475 件の未指定文化財を確認できた。参考文献の中で『竹田市誌』第 2 巻は地区誌編で、地区ごとに様々な文化財が詳細に紹介されているため、必然的に竹田地域の未指定文化財が多くなっている。

表 4：周知の埋蔵文化財包蔵地の地域別内訳

種別	竹田	荻	久住	直入	計
包蔵地、包蔵地ほか	92	122	41	61	316
集落、集落ほか	25	7	8	1	41
岩陰、洞窟	7	2	0	0	9
墳墓、墳墓ほか	22	10	9	4	45
寺院、寺院跡、寺院跡ほか 神社、祭祀、祭祀ほか	7	10	1	4	22
屋敷跡、屋敷跡ほか、館跡	7	0	1	0	8
城跡、城跡ほか	12	6	2	2	22
近世墓	4	0	0	0	4
その他	5	0	0	0	5
計	181	157	62	72	472

表 5：竹田市の未指定文化財件数一覧

分類			竹田	荻	久住	直入	件数
由緒地		寺院	33	2	13	10	58
		神社	120	17	34	35	206
		堂宇・小祠	224	2	21	18	265
有形文化財	建造物	木造建築物	40	0	0	1	41
		石造物	410	45	56	62	573
		石橋	23	0	12	0	35
		農業水利施設	97	7	0	2	106
	美術工芸品	絵画・書跡	336	0	2	8	346
		彫刻	430	8	14	42	494
		古文書・典籍	100	0	2	3	105
		工芸品・考古資料・歴史資料	98	0	0	0	98
無形文化財		2	0	0	0	2	
民俗文化財	有形の民俗文化財		28	0	0	5	33
	無形の民俗文化財	祭祀や年中行事	264	112	69	90	535
		説話や伝承	34	21	10	16	81
		伝統芸能	22	0	11	8	41
		食文化	13	1	2	2	18
		その他	2	0	0	2	4
記念物	遺跡	山城	13	5	3	6	27
		その他	222	33	16	26	297
	名勝地	滝	12	0	2	3	17
		その他	14	1	6	2	23
	植物、動物、地質鉱物	動植物	11	1	5	4	21
		地質鉱物	18	0	11	8	37
文化的景観			2	1	1	1	5
伝統的建造物群			0	0	0	0	0
文化財の保存技術			5	1	0	1	7
総計			2,573	257	290	355	3,475

※ 令和 4 年（2022）8 月現在。今後の把握調査の進展と新規指定等により件数の増減がある。

（２）未指定文化財の概要

１）由緒地

様々な種類の文化財を多く所蔵（管理）している場所として、古くから続く寺院や神社がある。また、地域には大小様々なお堂や祠などが分布し、地域住民が神仏などを祀ってきた。

これらの場所には、地域で大切にされてきた多種多様な文化財が集中している。その内、本堂・石祠・石塔などは「有形文化財（建造物）」に、仏像・神像・仏画・古文書などは「有形文化財（美術工芸品）」に、祭礼・年中行事・伝統芸能などは「民俗文化財」に、敷地・境内・社叢・御神木などは「記念物」にそれぞれ分類される。

よって、文化財が存在する場所として、本市に所在する「寺院」「神社」「堂宇・小祠」を「由緒地」と捉えてリスト化し、今後の把握調査の対象とする。由緒地（寺院）を 58 件、由緒地（神社）を 206 件、由緒地（堂宇・小祠）を 265 件、それぞれ確認した。

２）有形文化財（建造物）

木造建築物、石造物、石橋、農業水利施設に分類し、未指定文化財を確認した。

木造建築物は現段階で 41 件を確認した。近世から近代にかけての寺社建築が大半を占め、民家建築は少ない。

石造物は宝篋印塔・石幢（六地藏塔）・五輪塔・庚申塔・地神塔などの石塔類や記念碑・顕彰碑・歌碑などの石碑類で 573 件を確認した。未指定の中には、確実に中世に遡る石造物がまだまだ多く存在する。

石橋は 35 件で、久住地域の田町橋や境川橋などは肥後街道に架かる近世の石造車橋として重要である。竹田地域にも住吉橋や松尾橋など数多くの石橋が残り、宮砥地区にあった宮瀬橋は竹田地区に移築保存されている。

農業水利施設は 106 件で、城原井路など近世から近代にかけて整備された井路が大半で、関連する記念碑類はその附属とした。入田地区の明正井路第一石拱橋や宮砥地区の音無井路十二号円形分水など部分的にあげたものもある。

３）有形文化財（美術工芸品）

絵画・書跡、彫刻、古文書・典籍、工芸品・考古資料・歴史資料に分類し、未指定文化財を確認したが、中には、まとまり（資料群）として計上しているものもある。

絵画・書跡は 346 点で、その大半は豊後南画など近世から近代の絵画作品群（歴史文化館所蔵）である。これまで田能村竹田、田能村直入、田近竹邨などの本市出身の文人画家・南画家の作品や資料を主に収集してきたためである。市内には、郷土出身作家の作品を中心とした個人のコレクションも多い。

彫刻は 494 点で、１）の由緒地に存在する仏像（神像）などもできる限り確認したが、今後の把握調査での再確認が必要である。この他、本市には、渡辺長男・朝倉文夫・大塚辰夫 3 兄弟の彫刻作品も多く所在している。

古文書・典籍は 105 件で、その大半は歴史文化館が所蔵している近世から近代にかけての史料群である。これまで岡藩の藩政資料や郷土の先人・偉人の書簡類を中心に記録史料を収集してきた。

工芸品・考古資料・歴史資料は 98 件で、岡藩主中川家や郷土の先人・偉人に関連する資料や竹田水電株式会社の関連資料などがある。考古資料には扇森山横穴墓出土の横矧板鋳留短甲のほか、埋蔵文化財発掘調査の出土遺物を一括してあげているが、中には石井入口遺跡などから出土した銅鏡類のように重要なものが数多く存在する。

4) 無形文化財

無形文化財は、近世に由来し、本市で伝統的に継承されてきたものとして、能楽と茶道の 2 件を確認した。

能楽では、喜多流・金春流・観世流が本市に伝わっている。平成 8 年（1996）には、戦後に本市の喜多流の仕舞や謡の復活に尽力した喜多流職分塩津清人（1895-1984）の生誕百年を記念して、旧城下町に塩津清人能舞台が建てられている。そして、昭和 56 年（1981）から史跡岡城跡の三日月岩前水上舞台で「竹田薪能」が行われてきた。

また、徳川幕府の式楽の伝統を継承する大蔵流狂言の家柄のひとつである山本東次郎家の出自は岡藩である。初代則正（1836-1902）はもと岡藩士で、三世則重（1898-1964）も本市出身である。現在は、則重の長男である四世則壽（1937～）やその子息たちが東京を拠点に公演、普及活動に努めている。

本市では茶道も盛んに行われてきた。表千家・裏千家ともに多くの社中が活動中であり、織部流茶道も行われている。古田織部の子孫にあたる岡藩老職古田家にて近世後期に織部流茶道が再興され、明治期に古田宗関（1839-1913）が東京に出たことで織部流が全国に広まり、式正織部流（千葉県指定無形文化財）などに受け継がれたという歴史的経緯もある。また、田能村竹田の影響で煎茶も盛んに行われてきた。

5) 民俗文化財

未指定文化財として有形の民俗文化財を 33 件確認したが、その大半が伝統芸能用具である。

無形の民俗文化財では、祭礼や年中行事、説話や伝承、伝統芸能、食文化、その他に分類して、未指定文化財を確認した。

祭礼や年中行事は市史等の記述に基づき 535 件を確認した。会年始、庚申様、お大師様、病除祭、亥の子、祖母山祭り、山の神祭りなど多種多様な祭礼や年中行事が行われてきた。

説話や伝承も市史等の記述に基づき 81 件を確認した。この中に、祖母山（姫岳大明神）や緒方三郎惟栄にまつわる緒環の大蛇伝説が含まれる。

伝統芸能は 41 件で、神社に関連する神楽・白熊・獅子舞が大半を占め、この他、宮城地区の仏乗寺に伝わる雅楽や各地で行われる盆踊りがある。

食文化は 18 件で、すべて本市に特有な食にまつわるものである。内陸部である本市において、魚介は非常に希少であったため、無駄なく使うために考案されたのが「頭料理」である。クエやニベなどの大型魚のエラ・アゴ・内臓など、普段なら捨ててしまう部位を材料とし、これらをサッと湯びきして大皿に豪快に盛り付けた。

次に、本市に特徴的な農産物に注目する。「カボス（香母酢）」はどの民家の庭にも必ず一本はあったと言われる本市を最も代表する特産品である。独特の香りとさわやかな酸味が特長で、料理の引き

立て役として、どんな料理にもカボスの果汁をかけるという食文化が深く根付いている。また、本市の山間部は「原木乾し椎茸」の代表的な生産地であり、生椎茸や乾椎茸を用いた様々な郷土料理が伝わっている。そして、本市の「サフラン」の生産高は日本一を誇る。明治36年（1903）に吉良文平により本市の玉来地区でその栽培がはじまったが、日本独自の栽培手法である室内栽培（竹田式）が実践されてきた。全国の約8割を本市で生産し、薬用としても重用されてきた。

本市では「豊後牛」の生産も盛んである。明治40年（1907）に久住地域に大分県の畜産試験場（現在の大分県農林水産研究指導センター畜産研究部）が設置されるなど、本市における畜産の歴史は古く、久住高原を中心とする広大な草地を利用し、繁殖から肥育までの地域内一貫生産が進められ、上質の豊後牛が増産され、市場での銘柄確立へむけて懸命の努力がなされてきた。また、「エノハ（榎葉魚）」は本市の溪流に生息するヤマメやアマゴのことで、『豊後国志』にも記載されている。入田地区などで湧水を利用したエノハの養殖も行われ、6月頃から脂が乗って旬を迎えるといい、市内にはエノハ料理を提供する店が数多く存在する。

そして、江戸時代より製法が受け継がれてきた「荒城の月」「三笠野」「はら太餅」等の本市を代表する銘菓の他、長湯温泉の炭酸泉を利用したシンプルなお菓子「炭酸糖」も地域住民や観光客に愛されてきた。

その他の民俗文化財は5件である。玉子人形は昭和期に考案された本市独自の土産品で、殿様・かぐや姫・奴などの姿があり、玉子の殻や端切れ、畳の縁などが材料として再利用された。紫草は古代直入郡で栽培されていた染料の原料となるものである。近年、地域おこしの一環として、紫八幡社のある志土地地区で再び栽培されている。この他、本市に特有なものとして、長湯温泉で続く湯治文化と飲泉文化がある。長湯温泉の湯に豊富に含まれる炭酸ガスは、胃腸の働きを活発にし、水分の吸収をよくするため、温泉水を飲むことで便秘や肝臓病、胃腸病のほか、利尿効果により慢性胃炎、糖尿病、痛風などの効能が期待できると考えられ、長湯温泉には飲泉場が整備されている。

6）記念物（遺跡）

山城とその他に分類して、未指定文化財を確認した。

山城については大分県立埋蔵文化財センターの分布調査ですでに把握ができています。津賀牟礼城跡、騎牟礼城跡、松牟礼城跡、田北城跡などを含む南郡衆に関連する主要な山城27件が未指定である。

その他の遺跡は297件である。肥後街道などの古道跡、寺社跡、御茶屋跡、藩校跡、墓所（墓石）などが該当し、特に岡藩主中川家や家臣団の墓所が旧城下町と周辺に数多く分布し、その中には岡藩に特有な儒式墓を数多く確認できる。

7）記念物（名勝地）

滝とその他に分類して、未指定文化財を確認した。

滝は17件で、黄牛の滝や米賀の滝、清滝など、多くの滝が本市には所在しています。

その他の名勝地は23件で、くじゅう連山や祖母山系を中心に自然の景勝地が大半を占める他、長湯温泉の丸山公園や権現山公園などがある。

8) 記念物（動物、植物、地質鉱物）

動植物と地質鉱物に分類して、未指定文化財を確認した。

動植物は19件で、各地の巨木や宮城地区のしだれ桜などがあり、これまで地域住民などに親しまれてきた。くじゅう連山や祖母山系に生息する希少動植物については個別に選別が難しいため、くじゅう連山の自然・久住高原の自然・祖母山系の自然とした。

地質鉱物は37件で、地質（岩石）に関するものと湧水（温泉含む）に関するものに大別できる。硫黄山の硫黄や河川流域にみられる柱状節理の他、本市のあちこちから温泉や湧水が湧き出ている。

9) 文化的景観

文化的景観は5件で、中山間地や河川流域に展開する「竹田の棚田景観」、県内有数の高原野菜の産地でもある「菅生台地の畑作景観」、同じく「荻台地の農村景観」、野焼きによる維持が行われてきた「久住高原の草原景観」、芹川流域に展開する旅館とガニ湯が織りなす「長湯温泉の温泉街」である。

10) 伝統的建造物群

本市には城下町や宿場町の風情ある町並み(町割り)が残っている。その中に近世から近代にかけての良好な建造物がいくつか点在しているが、群としてのまとまりに欠けているため、伝統的建造物群と捉えるのは難しい状況にある。

11) 文化財の保存技術

現在、伝統的な技術に基づく方法を受け継ぐものとして、市内に掛軸や屏風など美術品の修理を行う表具屋が1件、畳の製作者が6件のみ確認できる。

第3章 竹田市の歴史文化の特徴

第1章で概観した本市の地理的・社会的・歴史的環境と、第2章で概観した本市の文化財の内容を踏まえ、本市の歴史文化の特徴を整理すると次のようになる。

【竹田市の歴史文化の特徴】

- | |
|---|
| (1) 阿蘇くじゅうの大自然と共に生きる歴史文化
(2) “みち”がつなぐ歴史文化
(3) 岡藩の繁栄がもたらした歴史文化
(4) 祖母山に抱かれた奥豊後の歴史文化 |
|---|

(1) 阿蘇くじゅうの大自然と共に生きる歴史文化

九州本土最高峰の中岳など1,700m級の山々が連なるくじゅう連山が北側にそびえ、その裾野に雄大な久住高原が広がる。噴煙を上げる火山特有の風景、ミヤマキリシマなど多種多様な花木に彩られた風景、坊ガツル湿原の風景、久住高原の草原風景など、豊かな自然が魅せる多彩な風景は人々を魅了してきた。古くから信仰の場として重要視され、近代以降は観光地として人気を博すようになり、多くの登山客や観光客がくじゅうを訪れている。くじゅうの大自然の中に様々な動植物が生き、人々はその傍らに農村を営み、自然の恩恵と共に生き、野焼きを行い景観を維持してきた。また、市内各所に湧出する温泉も大自然の恩恵のひとつであり、^{ながゆ}長湯温泉は「日本一の炭酸泉」として親しまれ、湯治場として現在も賑わっている。

また、くじゅう連山や阿蘇外輪山からのびる火砕流台地上の高原には、地域色の濃い弥生文化が展開し、それらの集落が基盤となり^{なつもと}七ツ森古墳群などの古墳も築かれた。人々が先史時代より自然に寄り添い、自然の恵みを最大限に活用しながら、力強く生きてきたことを証明している。

(2) “みち”がつなぐ歴史文化

本市は九州のほぼ中央に位置し、九州各地をつなぐルートの交差点にあたり、古より交通の要衝地であった。『豊後国風土記』に景行天皇の^{つちぐも}土蜘蛛征討の伝承が記されているが、本市には景行天皇伝承地に造営された神社が多く存在する。そのほとんどは景行天皇の^{かりみや}行宮跡に由来する場合が多く、獅子舞や白熊などの^{はぐま}伝統芸能とともに今日まで大切に継承されてきた。大宰府へつながる官道が本市を通り、直入郡から^{むらさきぐさ}紫草が運ばれた。中世の直入郡は、豊後国守護大友氏の下、志賀氏・^{にゅうた}入田氏・^{くたみ}朽網氏・^{たきた}田北氏など^{なんぐんしゅう}南郡衆が割拠した。大友宗麟の庇護の下、キリスト教布教期には宣教師が頻繁に本市を訪れた。多くのキリスト教信者が誕生し、本市の歴史文化を特徴づけている。

近世には、岡城と城下町を中心に大小様々な“みち”が藩の内外へ延び、肥後街道や日田往還などの主要ルートも直入郡を通過した。そして、西南戦争による戦火を乗り越え、近代化への道を歩む中で、城下町を取り囲む丘陵に多くのトンネルが開通し、城下町に入るには必ずトンネルをくぐらなければならず、トンネル（穴）が多いことから、いつしか旧城下町は「レンコンまち」と呼ばれるようになった。大正13年（1924）には豊後竹田駅が、その翌年には玉来駅が開業した。鉄道（現在のJR豊肥本線）が本市に到達したことで、飛躍的に陸上交通網が発達し、本市はいわゆる奥豊後地域の

中心として賑わった。

中央から遠く離れた山間地にある本市であるが、交通の発達人は人・物・情報の集積を促し、各地とつながり、地域固有の歴史文化の形成に影響を与えてきた。

(3) 岡藩の繁栄がもたらした歴史文化

江戸時代、本市の大部分は岡藩領であったが、久住地区と白丹地区が肥後藩領で、下竹田地区が幕府領であった。岡藩は豊後国で最大の藩(直入郡・大野郡およそ7万石)であり、廃藩置県まで続いた岡藩主中川氏による統治は13代、約280年間にわたった。播磨国三木より入封した初代藩主中川秀成は岡城を中世の山城から総石垣の近世城郭へと大改修し、竹田村に城下町を建設した。城下町は碁盤目状に町割りになされ、「竹田千軒」と称される程に町家が建ち並び、中川氏ゆかりの寺院や武家屋敷が町家を取り囲み、多くの人々で賑わいを見せた。今も続く夏越祭などの祭礼にかつての名残を窺うことができる。

2代藩主久盛、そして「岡藩中興の英主」として称えられる3代藩主久清によって藩政の基礎固めが行われ、8代藩主久貞の時に藩校(由学館・経武館・博済館)が整備された。文人画家として名高い田能村竹田も城下に生まれ、藩校由学館で学んだ一人である。岡藩時代に培われた教育や文化の基盤のもと、近代以降も郷土ゆかりの多くの偉人・先人が政経・教育・芸術など様々な分野で活躍してきた。

岡藩時代に、岡城と城下町を中心に今につながるまちづくりの基盤が形成され、本市の歴史文化を特徴づけている。

(4) 祖母山に抱かれた奥豊後の歴史文化

南側に祖母山系の山々が連なる奥山が広がる。急峻な山岳地形や谷あいを守る幾筋もの溪谷など、複雑な地形を見ることができる。また、原生的な天然林が多く残され、幅広い植生を見ることができ、カモシカやイワメなど希少な動植物が数多く存在する。祖母山(標高1,756m)は「姫嶽」とも呼ばれ、古くから信仰の対象であった。山頂にある石祠は「姫嶽大明神」とも呼ばれる健男霜凝日子神社の上宮であり、麓には『平家物語』にも登場する「大蛇伝説」が地域に伝わり、「姫嶽大明神」の化身である大蛇が棲んでいたとされる洞窟には穴森神社が造営されている。「大蛇伝説」は緒方惟栄の岡城築城伝説にもつながる重要なストーリーのひとつでもある。この他にも宮砥八幡社など由緒ある神社が所在し、伝統芸能も継承されてきた。本市の歴史文化にとって祖母山の存在は非常に大きい。

そして、古くから人々は豊富な水資源を産業や生活に利用してきた。本市特有の複雑な地形を克服し田畑を潤すために、人々は「井手」を整備し、白水溜池堰堤水利施設(白水ダム)や水路橋(石拱橋)などの近代化農業遺産を生み出してきた。また、数々の名瀑の他、「名水百選」に選ばれた竹田湧水群など市内各所に多くの湧水地が存在し、人々の暮らしを癒やしてきた。水と地形が織りなすドラマは、竹田市の歴史文化にとって欠かせないものでもある。

第4章 竹田市の文化財の保存・活用に向けた基本理念と基本方針

第1節 文化財の保存・活用に向けた基本理念

～地域の魅力「竹田らしさ」を彩る文化財～

本市には、岡城跡に代表されるような地域の歴史文化を物語る各時代の多様な文化財が今も残る。その多くは、地域の人々の身近なものとして暮らしの中に根付き、地域への誇りや愛着を醸成してきた文化財である。それらの文化財は地域固有の「竹田らしさ」を形成してきたものであり、それは本市の魅力そのものでもある。地域が歩んできた歴史を物語るものでもあり、文化財は私たちのとても身近な場所にいつもあり、古くから私たちの生活や心を豊かにしてくれた。

～「文化財」＝「貴重な地域資源」～

これらの文化財は本市のまちづくりにとって重要な地域資源である。これまで地域を育んできた先人たちが実践してきたように、これからも引き続き、歴史文化を大切にしたいまちづくりが持続的かつ発展的に実践されていくことが望ましい。本市に存在するすべての文化財の価値を共有し、行政だけではなく、市民や専門家、まちづくりに関わる団体など、それぞれが主体的に、かつ協働しながら、暮らしの中で文化財に親しみ、保存・活用に取り組んでいくことが必要である。

～文化財を「知る・守る・活かす」～

まずは、市民一人ひとりが身近にある文化財の価値を再確認することが大切である。文化財の価値を知ることで始めて、文化財を守ること、まちづくりや教育など様々な場面で活用していくことが可能になる。「知る・守る・活かす」という文化財の保存・活用に向けた基本的な流れを円滑に機能させることで、文化財の地域での存在価値をさらに高め、文化財を次世代へ継承していく。

～エコミュージアムの展開～

本市には「深山幽谷」や「山紫水明」といった言葉で表現するにふさわしい自然美が広がり、その中に、個性的で多様な文化財が分布している。全域をひとつの博物館、各地域を展示室と捉え、地域住民が学芸員となり、地域にある身近な文化財とともに「知る・守る・活かす」取組を推進することで、一人ひとりがふるさとの魅力である「竹田らしさ」に気づくとともに、来訪者に地域の魅力を理解してもらうことにもつながる。文化財の保存・活用が地域の再生に貢献することを目指していく。

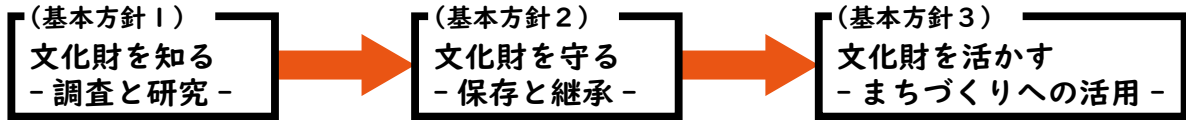
これらを踏まえ、本市の文化財の保存・活用に向けた基本理念は、

**「竹田らしさ」を彩ってきた文化財を
知る・守る・活かす**

と設定する。

第2節 文化財の保存・活用に関する基本方針

基本理念のもと、本市の歴史文化の特徴を構成する文化財の保存・活用を計画的に進めるにあたり、次の基本方針を設定する。



基本方針1 文化財を知る — 調査と研究 —

文化財の保存・活用に向け、その本質的価値を「知る」ことから始まる。本市全域に分布するあらゆる文化財の把握と専門的な調査・研究を推進し、その本質的価値を明らかにする。また、多種多様な方法による情報発信を通して、市民や来訪者の学びの機会を創出し、文化財の本質的価値をみんなと共有する。

基本方針2 文化財を守る — 保存と継承 —

文化財の所有者や地域と連携し、その適切な管理と保存に努め、市民参加の保全活動を推進するとともに、保存と継承に向けた担い手の確保と理解を得るための学びの機会を創出する。また、未来の担い手づくりのため、学校教育と連携するなど、子どもたちが地域の歴史文化に親しむ機会を創出する。

基本方針3 文化財を活かす — まちづくりへの活用 —

文化財及び周辺環境の整備を行う。課題を解決し、文化財の本質的価値を顕在化するための整備を実施するとともに、市民等が活用しやすい環境づくりに努める。そして、様々な主体による多様な文化財の活用を推進し、市民等が文化財に親しむ機会の創出に努め、まちづくりと地域の活性化につなげる。

第5章 竹田市の文化財の保存・活用に関する方針

基本方針	取組区分 A	取組区分 B
1 文化財を知る —調査と研究—	1 文化財の調査研究の推進	ア 把握調査等の実施 イ 専門的な研究活動の実施
	2 情報発信と価値の共有	ア 調査研究成果の公開と共有 イ インターネットを活用した情報発信
2 文化財を守る —保存と継承—	1 文化財の適切な保存	ア 指定等と保護施策の実施 イ 資料収集と保存施設の整備 ウ 伝統芸能の継承と支援 エ 市民参加の保全活動の推進 オ 社会教育との連携
	2 未来の担い手づくり	ア 学校教育との連携 イ 文化財愛護少年団に対する支援
3 文化財を活かす —まちづくりへの活用—	1 文化財を活用した交流と賑わいの創出	ア 文化財整備の展開 イ デジタル技術による文化財活用の推進 ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備 エ 文化財を活用した多様な取組の展開 オ 地域大学連携事業の実施

第1節 文化財の保存・活用に関する現状と課題

(1) 文化財を知る —調査と研究— に関する現状と課題

【1 文化財の調査研究の推進】

1-1-1 ア 把握調査等の実施

調査は文化財の価値を明らかにする作業であり、文化財を保存し、活用していくための第一歩である。これまで、行政や関連団体等によって分野別の総合調査や分布調査、市史編さんに係る調査、開発行為に伴う記録保存のための発掘調査などが実施され、多くの情報が蓄積されている。

～大分県による把握調査等～

本市における把握調査等は大分県によるものがほとんどである。大分県は昭和28年(1953)より『大分県文化財調査報告書』を刊行してきた。本市関連では、民俗文化財やニホンカモシカの生態調査、発掘調査報告書の他、『歴史の道調査報告書 肥後街道(昭和55年)』、『歴史の道調査報告書 岡城路(昭和61年)』、『近世社寺建築緊急調査報告書 大分県の近世社寺建築(昭和61年)』、『大分県の近代化遺産—近代化遺産総合調査報告(平成6年)』、『大分の中世城館(平成14～16年)』、『大分県の天然記念物(地質鉱物)(平成22年)』がある。この他、『大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書』として、発掘調査報告書の他、『西南戦争戦跡分布調査報告書(平成21年)』、『大分の中世石造物(平成25～29年)』がある。

また、平成4年(1992)より大分県立先哲史料館が刊行してきた『大分県先哲叢書』では、本市関連として『田能村竹田資料集 詩文編・書簡編・著述編・絵画編(平成4年)』と『瀧廉太郎資料集(平成6年)』が刊行された。平成12年(2000)より始まった「大分県記録史料調査事業」では平成25年(2013)から翌年にかけて重点的に本市で調査が行われている。この他、昭和52年(1977)から54年(1979)にかけて行われた旧大分県立芸術会館による近世美術(書・画)の所在調査などもある。

～市史や報告書などの刊行～

合併前の旧市町ごとに市史等の編さんが行われている。旧竹田市では、昭和 58 年(1983)～62 年(1987)にかけて『竹田市史』全 3 巻が刊行された後、平成 14 年度(2002)より市史編さん事業が再び行われ、平成 21 年(2009)に『竹田市誌』全 3 巻が刊行された。第 2 巻の「地区誌編」では、地区ごとに未指定文化財を含む地域の文化財ができる限り網羅され、詳細に紹介された。『荻町史』は平成 3 年(1991)に、『久住町誌』と『直入町史』は昭和 59 年(1984)に刊行されている。

この他、『歴史の道・岡城跡と城下町竹田』(平成 4 年、竹田市教育委員会)、『荻町の文化財』(年不明、荻町教育委員会)、『久住町の文化財』(平成 7 年、久住町教育委員会)、『直入町の文化財・ふるさとの文化財プロムナード』(平成 5 年、直入町教育委員会)などの各地域の文化財を紹介した刊行物がある。

民間では『竹田市の指定文化財』(平成 27 年(2015)、広田敦)や『私たちの荻町史』(平成 17 年(2005)、山村高啓)などが刊行された他、岡の里事業実行委員会が本市の歴史文化を紹介する多くの刊行物を発行してきた。大分県立竹田高等学校民俗クラブの「研究資料シリーズ」(1～13 集、昭和 33 年(1958)～55 年(1980))も貴重な資料である。

また、埋蔵文化財では本市(合併前の旧市町を含む)でも記録保存のための発掘調査を実施し、これまでに発掘調査報告書を 135 冊(令和 4 年(2022)3 月現在)刊行してきた。

～文化財の現況確認調査～

本計画を作成するにあたり、未指定文化財を含む文化財の現況把握調査を実施した。

調査期間は令和 2 年度(2020)からの令和 3 年度(2021)までの 2 年間である。13 名の現地調査員(竹田市観光ボランティアガイド委員会や文化財市民講座に参加しているメンバーを中心に構成)により現況把握調査を実施した。市内を北部、南部、東部、西部の 4 地区に分け、各地区に分布する文化財について、現地を確認し、地域の事情に詳しい地元住民や文化財保護調査委員会の委員等から聞き取りを行い、調査票を作成した。

●調査件数は 233 件である。

- 北部地区(久住・直入地域)・・・28 件 市自治会の天神様祭、丸山多法院跡、都野地区戦没者墓地公園など
- 南部地区(祖母山麓地域)・・・18 件 姫岳地区の山の神様祭、岩本のお稻荷様、岩本の観音様など
- 東部地区(竹田地域の東側)・・・144 件 西南戦争戦跡、カマスカと嵩地白孝の記念碑、隧道など
- 西部地区(荻地域と竹田地域の西側)・・・43 件 鑰畑の十六羅漢、栃瀬観音堂、柱立神社とメンヒルなど

未指定文化財をいくつか把握できた他、保存状態や説明板に関する課題や地域の取組状況などを把握できた。また、十六羅漢、参勤交代道、トチノキ、しだれ桜については詳細調査も実施した。

未指定文化財の一覧は資料編に掲載する。

～本市における文化財調査の実施状況～

本市がこれまでにやってきた類型別の文化財の調査状況は、下表のとおりである。

表6：文化財の調査状況及び課題

文化財の調査状況及び課題						
種別		竹田	荻	久住	直入	調査状況及び課題
有形文化財	建造物	△	△	△	△	●県等の調査により把握ができていない分野とできていない分野がある。木造建築物は年代が判然としないものが多く、再確認等が必要。また、荻・久住・直入地域で土木遺産の把握が不十分である。
	美術工芸品	△	△	△	△	●歴史文化館が所蔵等している各種資料（絵画、仏像等、工芸品、歴史資料等）については把握ができていないが、個人や寺社所有の資料については把握ができていないため、悉皆的な把握調査が必要である。 ●渡辺長男や朝倉文夫の彫刻作品は把握ができていない。 ●古文書や典籍についても、歴史文化館が所蔵等している資料や県及び市の所在調査で明らかになった所蔵資料についてはおおむね把握ができていないが、今後も個人や寺社の所蔵資料について継続した把握調査が必要である。 ●発掘調査の出土遺物以外の考古資料の把握は不十分である。
		△	△	△	△	
		△	△	△	△	
		△	△	△	△	
		△	△	△	△	
		△	△	△	△	
		△	△	△	△	
	歴史資料	△	△	△	△	
無形文化財		×	×	×	×	●把握調査は、ほとんど実施できていない。
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	●市史編さんに伴う調査のみで、把握調査は不十分である。
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	●県等の調査により伝統芸能はおおむね把握ができていない。 ●祭礼、食文化、年中行事、説話・伝承については、市史や既存の出版物でおおむね把握が可能であるが、詳細な分布調査は実施できていない。現在も継続中かどうか、再確認が必要である。
記念物	遺跡	○	○	○	○	●県等の調査により、中世城館や主要街道についておおむね把握ができていない。重要人物の墓所等の把握が不十分である。
	名勝地	△	△	△	△	●市史等、自然分野の調査報告や出版物等でおおむね把握が可能であるが、文化財としてリスト化できていない。
	動物、植物、地質鉱物	△	△	△	△	●県等の調査により、地質鉱物についてはおおむね把握ができていない。動植物については、市史等、自然分野の調査報告やレッドデータブック、出版物等でおおむね把握が可能であるが、文化財としてリスト化できていない。
文化的景観		×	×	×	×	●把握調査は実施できていない。
伝統的建造物群		○	○	○	○	●過去に旧城下町で町家調査を実施したことがあるが、建造物群として捉えることができていない。
文化財の保存技術		×	×	×	×	●把握調査は実施できていない。
埋蔵文化財		○	○	○	○	●県等の調査で周知遺跡としておおむね把握ができていない。
由緒地	寺院	△	△	△	△	●おおむね把握ができていない。寺院が所蔵（管理）する文化財について詳細な把握調査の実施が必要である。
	神社	△	△	△	△	●大小様々な神社すべてを把握できていない。神社が所蔵（管理）する文化財について詳細な把握調査の実施が必要である。
	堂宇・小祠	△	△	△	△	●観音堂や路傍の地蔵様や小祠等、全てを把握できていない。特に荻・久住・直入地域では把握が進んでいない。

※○：ほぼ調査済 △：調査途中 ×：未調査

【課題】

①指定等文化財の調査内容が不十分な部分がみられる。

- ・ 基本情報の不足と更新作業の停滞、写真等の記録が十分でない、など。

②寺院や神社が所有している有形文化財の悉皆的な把握調査が必要である。

- ・ 寺院、神社、観音堂など堂宇や小祠、路傍の地蔵様などの悉皆的な把握調査が必要である（表6の「由緒地」の他、有形文化財の「建造物」や「美術工芸品（彫刻）」に該当するもの）。
- ・ それらの場所に存在する建造物、絵画資料、古文書、彫刻（仏像や狛犬）等の把握調査が実施されていない。

③把握調査の実施状況に地域的かつ分野的な偏りがみられる。

- ・ 竹田地域では『竹田市誌』で「地区誌編」が作成されているが、旧3町地域ではそれに類するものがなく、未指定文化財の把握調査が進んでいない。
- ・ 無形文化財や民俗文化財の把握調査が進んでいない。現在も継続して実施されているか追跡調査も必要である。
- ・ 記念物（特に名勝地や動物、植物、地質鉱物）については、レッドデータブックなど自然分野の調査報告等を参考にしながら、文化財としてのリストを作成する必要がある。
- ・ 文化的景観や文化財の保存技術について、これまでに把握調査を実施したことがない。

④調査に携わる担い手や分野別の専門職員が不足する等、体制の整備が必要である。

- ・ 各分野の専門職員の採用計画と調査等への市民参加のあり方について、早急に検討し体制を整備していく必要がある。

1-1-1 専門的な研究活動の実施

歴史文化館では豊後南画をはじめ近世から近代にかけての絵画資料を多く収蔵し、田能村竹田など郷土出身作家とその作品について研究活動を実施してきた。また、岡藩の藩政資料などの古文書等記録資料や瀧廉太郎などの郷土の偉人・先人に関連する資料について、その収集に努め、調査研究を重ねてきた。また、大学等の研究者の他、大分県立美術館、大分県立先哲史料館、大分県立歴史博物館、大分市美術館と連携を図り、情報共有を行ってきた。

【課題】

①個別の文化財の調査研究について、進捗に差がみられる。

- ・ 文化財の本質的な価値づけが不十分な部分がみられる。
- ・ 来歴・伝承・先行研究の検証作業が不十分な部分がみられる。
- ・ 岡藩の藩政資料をはじめ、古文書等記録資料の解読作業が進展していない。

②研究活動に携わる担い手や分野別の専門職員が不足する等、体制の整備が必要である。

- ・ 各分野の専門職員の採用計画と研究活動への市民参加のあり方について、早急に検討し体制を整備していく必要がある。
- ・ 引き続き、大学や国・県等の研究機関との連携と情報共有を図る必要がある。

③引き続き、市民や民間主体の研究活動を促進する取組が必要である。

- ・ 担い手の高齢化や固定化が顕著で、顕彰会などの存続が危ぶまれている状況がある。

- ・民間主体の取組が継続的に実施されるように、必要に応じて支援と連携を行う必要がある。

【 2 情報発信と価値の共有】

1-2-ア 調査研究成果の公開と共有

調査研究の成果に基づき、市史等や発掘調査報告書などを刊行してきた。また、歴史文化館で特別展や企画展を開催するとともに、展覧会図録や研究報告書などを刊行してきた。歴史文化館で所蔵している古文書等記録資料のデジタル化にも取り組み、目録をインターネット上に公開する試みを始め、市民等が利用しやすい環境づくりに努めてきた。

本市主催の講演会・講座では、「由学館セミナー」を平成22年（2010）より計16回開催、平成18年（2006）より「文化財市民講座」を計81回開催してきた。歴史文化館では、前身の歴史資料館時代に古文書講座などを開催してきたが、新たに体験型ワークショップを開催するようになった。

民間主体の取組では、岡の里事業実行委員会が盛んに研究活動を行い、学習会を開催しガイドブックや書籍等を刊行してきた。この他、竹田商工会議所による地域資源の掘りおこし等の研究活動が行われている。以前は、同青年部によって豊後南画の研究活動と文人書画展の開催や図録の刊行等が実施されてきた。

【課題】

- ①引き続き、報告書や資料集等の刊行を継続的かつ積極的に実施していく必要がある。
 - ・最新の研究成果に基づいた学術的な情報を周知する必要がある。
- ②引き続き、歴史文化館での企画展等の取組を継続的かつ積極的に実施していく必要がある。
 - ・収蔵資料の公開活用と他館所蔵資料の借用を軸に、特別展や企画展を実施する。
 - ・展覧会図録や研究報告書、ガイドブック等を作成する。
- ③引き続き、講演会や講座等を開催していく必要がある。
 - ・参加者の高齢化と固定化がみられる。
 - ・幅広い年代層の市民に参加を促すため、テーマ選択や開催方法の工夫が必要である。
- ④引き続き、民間主体の研究活動を促進する取組が必要である。
 - ・担い手の高齢化や固定化が顕著で、顕彰会などの存続が危ぶまれている状況がある。
 - ・民間主体の取組が継続的に実施されるように、必要に応じて支援と連携を行う必要がある。

1-2-イ インターネットを活用した情報発信

岡城跡の公式ホームページを作成し、SNS（フェイスブックやインスタグラムなど）も活用しながら情報発信に努めてきた。また、竹田市公式ホームページや広報誌『広報たけた』も活用している。

歴史文化館では所蔵している古文書等記録資料のデジタル化に取り組み、現在は目録をインターネット上に公開している。

【課題】

- ①岡城跡公式ホームページやSNSを有効活用できていない。
 - ・ホームページの掲載内容やSNSの投稿内容や投稿回数などについて、検証作業を行いながら効果

的な情報発信方法について検討していく必要がある。

②竹田市公式ホームページに載せている文化財の情報が不十分である。

・令和3年（2021）に竹田市公式ホームページが更新されたが、文化財行政セクションの掲載情報の整備が追いついていない。

③引き続き、インターネットを利用した情報公開の取組が必要である。

・現在は、所蔵する古文書等記録資料の目録を公開しているが、この他にも文化財の基本情報や資料画像、刊行物（PDF）をインターネット上に公開するなど、さらなる取組が必要である。

（2）文化財を守る ―保存と継承― に関する現状と課題

【1 文化財の適切な保存】

2-1-ア 指定等と保護施策の実施

これまで247件の文化財を指定等の保護対象とし、国・県の補助金を活用しながら保存修理を実施してきた。本市でも竹田市文化財保存事業費補助金や竹田市歴史的街並み景観形成等補助金を交付してきた。また、『史跡岡城跡保存活用計画』や『竹田市歴史的風致維持向上計画』を策定し、計画のかつ適切な保存管理を図っているところである。自然分野では、国立公園、ユネスコエコパーク、ラムサール条約等に基づいた規制を中心に保護施策が実施されてきた。

【課題】

①指定等文化財に対する保護施策が十分でない。

・指定等の保護措置に、地域のかつ分野別の偏りがみられる。
・資金不足のため、指定等文化財の保存修理を行う必要があるが、十分に進んでいない。
・財源不足のため、市単独では財政的に十分な支援ができない。

②未指定文化財に対する保護施策がない。

・保存と継承のための支援策の検討が必要である。
・指定等候補リストを作成・公表し、調査研究を重ね、必要に応じて指定等を行っていく必要がある。

③支障木等、文化財の周辺環境の悪化がみられる。

・文化財への被害が懸念され、景観も阻害している。

④関係機関・団体との協力体制（連携と情報共有）の構築を図る必要がある。

・自然分野、建設土木分野、農業分野、歴史文化分野、国、県、隣接市町村、庁内関係部署など。保存と管理のための協力体制の構築が必要である。また、開発行為による消滅や改変を防止するためにも計画段階からの調整が必要である。

⑤保存修理に携わる分野別の専門職員が不足する等、体制の整備が必要である。

・各分野の専門職員の採用について、早急に検討し体制を整備していく必要がある。
・大学、国・県等、専門家との連携を図り、情報共有を行うことが必要である。

2-1-イ 資料収集と保存施設の整備

歴史文化館や竹田市文化財管理センターで貴重資料を収集してきた。令和2年(2020)に歴史文化館を新設し、適切な保存環境の収蔵庫を整備することができた。古文書等記録資料のほとんどを歴史文化館に集約・保管し、発掘調査で出土した埋蔵文化財や民具類は竹田市文化財管理センターで保管している。

近年、旧岡藩士の家で保管されてきたと思われる古文書群が市外に流出するという案件が発生した。しかし、資金不足等により未だに回収することができていない。

【課題】

①保存施設のさらなる整備が必要である。

- ・今後すぐに収蔵スペースが不足していくことが懸念されるため、収蔵スペースの早急な確保（収蔵庫や倉庫の新設、もしくは増設）が必要である。

②古文書等、貴重資料の市外流出を未然に防止する必要がある。

- ・収集費用の予算化を含め、貴重資料の確実な受け入れ体制の見直しと構築が必要である。
- ・市民への周知と啓発に取り組む必要がある。

2-1-ウ 伝統芸能の継承と支援

各神社で祭礼が開催され、神楽や白熊、獅子舞などの無形民俗文化財（伝統芸能）が実施されてきた。所属する神社の祭礼以外でも、地域のイベントや研修会などに参加するなど、技術と知名度の向上に努めている。補助金や助成金を活用し、用具の新調や修繕に対する支援を行ってきた他、市内40団体について映像による記録保存を実施した。

【課題】

①無形民俗文化財（伝統芸能）の維持に向けた支援が必要である。

- ・氏子の減少と高齢化により、神社や祭礼の維持が難しくなっている。
- ・伝統芸能の担い手の確保が難しくなっている。
- ・コロナ禍で祭礼の中止が相次ぎ、伝統芸能が実施されていない状況がある。
- ・見学者が減少しているため、知名度の向上を図るための効果的な情報発信が必要である。
- ・作成した記録映像の有効な活用方法を検討する必要がある。

②無形民俗文化財（伝統芸能）の用具整備への支援が必要である。

- ・用具の新調や修繕に対して、市単独では財政的な支援が十分にできない。

2-1-エ 市民参加の保全活動の推進

地域住民の手で、それぞれの地域にある寺社・堂宇・石造物等の清掃活動などの維持管理が継続的に行われてきた。この他、本市では毎年10月の第2土曜日を「岡城清掃の日」と位置づけ、九州電力グループと協働し、市民参加を得ながら岡城跡の清掃活動を実施してきた。岡藩主中川家墓所（大船山）でも久住高原農業高等学校の生徒による清掃登山が毎年実施されている。史談会（荻町史談会など）や保存会（騎牟礼城趾公園保存会など）が組織され、調査研究活動や維持管理などの取組が行われている地域も存在する。

くじゅう連山とその山麓地域では、登山道の整備、久住高原やタデ原湿原の野焼き、動植物の保全活動等の取組が地域住民やボランティアを中心に継続的に行われてきた。祖母山麓地域でも、ユネスコエコパークへの登録を契機に、同様の取組が盛んに行われるようになってきた。

【課題】

①市民参加の保全活動等の取組に対する連携と支援が必要である。

- ・コロナ禍で活動が休止している活動もあるため、動向を注視し、継続的に実施できるように協力団体等との連携を図る必要がある。

②カモシカをはじめ動植物の保全活動への支援が必要である。

- ・動植物の保全活動について、周知と啓発が不十分である。
- ・カモシカについては錯誤捕獲の問題が発生している。
- ・天然記念物に対するマニュアルの作成と共有が必要である。
- ・地域住民や関係機関・団体との協力体制が必要不可欠である。

2-1-オ 社会教育との連携

文化財の多くは未指定文化財で、その日常的な維持管理と保存を担うのは所有者や身近に暮らす地域住民である。維持管理と保存の担い手である地域住民の理解と協力を得ることが最重要であるが、偉人・先人の顕彰活動以外で社会教育と連携した取組（公民館との連携）の中で普及活動を展開していくことを、これまで積極的に行ってこなかった。

【課題】

①担い手確保に向け、公民館活動と連携した取組を展開していく必要がある。

- ・例えば、公民館や地域に出向いて講座を行う、公民館活動の一環で地域の文化財マップを作成するなど、公民館に教育プログラムを提案し、公民館活動と連携した多様な普及活動の展開を図る必要がある。

【2 未来の担い手づくり】

2-2-ア 学校教育との連携

副読本「竹田市の歴史学習ノート」を作成するとともに、学校の依頼を受けて出前授業やフィールドワークを行うなど、子どもたちの地域学習（「総合的な学習」の時間を活用した郷土学の推進）を支援してきた。また、「岡城子どもガイド」や「文化財資料活用モデル校選定事業」にも取り組んできた。

【課題】

①学校教育との積極的な関わりが必要である。

- ・「岡城子どもガイド」や「文化財資料活用モデル校選定事業」に取り組んできたが、積極的な応募は少ない。既存事業を見直し、学校現場のニーズも確認しながら、「楽しく学べる」新たなプログラムを作成し、学校現場へ提案することが必要である。
- ・子ども向けガイドブックを作成する等、子どもが「楽しく学べる」教材を用意する必要がある。

- ・岡城跡や歴史博物館等、子どもたちが文化財や博物館を実際に訪れて学習するフィールドワークの機会の創出が必要である。

2-2-イ 文化財愛護少年団に対する支援

地域の子どもたちで組織された文化財愛護少年団では、地域の文化財の清掃活動や伝統芸能の継承などの活動を行ってきた。現在、荻町こども神楽クラブ、菅生文化財愛護少年団、玉来子供神楽愛護少年団の計3団体が存続している。

【課題】

①文化財愛護少年団の維持と活動の支援が必要である。

- ・現在の3団体を維持すべく、その活動を支援し、活躍の場を増やす取組が必要である。

(3) 文化財を活かす ―まちづくりへの活用― に関する現状と課題

【Ⅰ 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

3-1-ア 文化財整備の展開

国・県等の補助金を用いながら、本市管理の指定等文化財(特に史跡)の保存整備を進めてきた。国指定では岡城跡、岡藩主中川家墓所(おたまや公園の歴代藩主墓所、大船山の久清墓所ともに)、旧竹田荘、県指定ではキリシタン洞窟礼拝堂、市指定では鏡処刑場跡がその代表である。史跡保護を優先しながらであるが、史跡の魅力(本質的価値)を引き出すように努め、見学者の観覧環境を改善してきた。また、定期的に予算を確保しながら、指定等文化財の標柱や説明板等の設置と更新を続けてきた。

また、史跡の整備にあたっては、平成24年(2012)に『史跡岡藩主中川家墓所保存管理計画書』を、令和2年(2020)に『史跡岡城跡保存活用計画』をそれぞれ策定している。近年の岡城跡の整備では、城内サインの見直し、支障木等の伐採による石垣の「見える」化、通路の舗装等の各種整備を継続して実施している。

【課題】

①文化財の整備の進捗に差がある。

- ・優先度の高い文化財を重点的に整備してきたため、整備の進捗に差が出ている。

②説明板や誘導看板が十分でない。

- ・標柱や説明板等の設置と更新に努めているが、改善すべき事例(設置がない、老朽化している、合併前の旧町教育委員会表記のままである、デザインが揃っていない)が未だ多く残る。今後は、多言語化やデジタル技術の活用等も検討する必要がある。

3-1-イ デジタル技術による文化財活用の推進

ARアプリ「岡城時空散歩 ARガイド」は、令和2年(2020)に補助金を活用して岡城跡に整備したスマートフォン向け無料アプリで、利用者はスマートフォンを用い、城内の各みどころポイントで画

像や音声ガイドで情報を入手できる。歴史文化館の岡城跡地形ジオラマでも一部機能を利用できる。

【課題】

① AR アプリ「岡城時空散歩 AR ガイド」の利用者数を増やす取組が必要である。

- ・ AR アプリを用いた観光客向けイベントや市民向け学習会などの開催や、効果的な情報発信により周知を図る必要がある。

② デジタル技術による文化財活用のさらなる展開を図る必要がある。

- ・ 今後の展開として、岡城跡以外の文化財でのデジタル技術を用いたガイドアプリ等の導入の検討が必要である。

3-1-ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備

歴史文化館に岡城ガイダンスセンターを設置し、映像や地形ジオラマ等を用いながら岡城跡に関する各種情報を市民や観光客に提供するとともに、岡城跡と旧城下町をつなぐ役割を担うようになった。また、隣接する旧竹田荘にも展示を新設し、田能村竹田や豊後南画についてのガイダンス施設としての役割を付加した。この他、旧城下町には本市所管の瀧廉太郎記念館と佐藤義美記念館等の歴史文化施設が点在するため、城下町パスポート（城下町文化施設共通観覧利用券）の運用を開始し、観光客が旧城下町を回遊する仕組みを整備した。

また、地域で生活を営む人ならではの視線で、その地域の魅力を来訪者に紹介する役目を担う観光ガイド等の活動が継続的に行われてきた。竹田市観光ボランティア委員会は岡城跡や旧城下町周辺を中心に本市全域をフィールドとし、メンバーは本市の歴史文化や文化財について学習を重ねている。くじゅう連山や久住高原をフィールドとしているのは久住高原みちくさ案内人クラブで、祖母山麓地域でもユネスコエコパークへの登録を機に、祖母山麓自然・人共生空間プロジェクト実行委員会のメンバーを中心にガイドの育成が始まっている。

【課題】

① ガイダンス施設の利用者数を増やす、さらなる取組が必要である。

- ・ 歴史文化館の拠点施設化と集客性のあるさらなる事業展開が必要である。
- ・ 久住地域や直入地域にガイダンス機能を持った拠点施設を整備できないか検討が必要である。

② 城下町パスポートの利用者数を増やす、さらなる取組が必要である。

- ・ コロナ禍の影響で岡城跡と旧城下町への観光客が減少し、城下町パスポートの利用も伸び悩んでいる。
- ・ 城下町パスポートを活用した観光コースの設定やイベントの実施の他、付加価値づくり（対象施設や商店とのさらなる連携）が必要である。

③ ガイドの育成と連携の構築が必要である。

- ・ 現在の活動を担っているメンバーの高齢化が著しく、世代交代が進んでいない。
- ・ ガイドの募集と育成に、文化財行政も積極的に関わる必要がある。
- ・ 観光ツーリズム協会、観光ガイドを担う団体などと連携を図り、多彩なガイドメニューを提供していく必要がある。

3-1-エ 文化財を活用した多様な取組の展開

くじゅう連山と久住高原、祖母山と神原溪谷、長湯温泉などの温泉群、寺院や神社、岡城跡などの史跡、湧水地や滝など、本市の文化財は貴重な観光資源でもある。多くの観光客が訪れ、その魅力を満喫している。文化財の保存と観光客の利便性とのバランスを図りながら、必要な整備を行い、観光資源としても活用されてきた。旧城下町でも歴史的建造物の活用が行われている。市指定史跡の御客屋敷や登録有形文化財の塩屋旧大蔵はカフェとして、同じく吉川家住宅は藍染作家の工房兼店舗として、同じく旧竹屋書店は店舗として、同じく旧一味楼は公民館として活用されている。

寺社における氏子や檀家を中心とした祭礼の他、お大師様や亥の子等の年中行事などが、地域で行われてきた。まちづくりとの関連では、田能村竹田顕彰会、広瀬武夫顕彰会、よしみ会、南画の里づくりをすすめる会、竹田商工会議所などの各種団体による先人顕彰活動や地域資源の掘りおこし等の取組が盛んに実施されてきた。また、岡城桜まつり、岡藩城下町雛祭り、たけた竹灯籠・竹楽、竹田薪能、セツ森彼岸花祭り、城原夜神楽など、文化財を舞台に、あるいは文化財を活用したイベントが実施されてきた。

【課題】

①貴重な観光資源として、保存と両立した形で文化財の有効活用を図る必要がある。

- ・観光資源として十分な魅力を備えているのに、有効活用されていない文化財がある。
- ・資金不足等により、活用に必要な整備等を行うことができていない歴史的建造物がある。
- ・文化財に親しんでもらえるように、必要に応じた整備等を行い、文化財を有効活用できる環境づくりを進める必要がある。

②文化財を活用した取組やイベントの継続的な活動が懸念される。

- ・様々な活動の担い手の高齢化が著しく、近年のうちに消滅する恐れのある団体やイベントがある。世代交代を進め、継続的に活動が実施されていくように支援が必要である。
- ・引き続き、庁内関係課が連携を図り、多様なイベント等の実施を支援する体制の構築が必要である。

3-1-オ 地域大学連携事業の実施

竹田市文化財管理センターに設置された「大学連携センター」を拠点に、別府大学と城原・宮城地区とで地域大学連携事業を実施してきた。両地区での民俗調査の実施、城原八幡社大祭・宮城地区小松明祭り・久住神社夏越祭への学生の参加と交流、岡大豆復興プロジェクトが実施されてきた。

【課題】

①継続的な事業展開に向け、事業内容の選定など調整を要する。

- ・年度によって地域と大学の状況がそれぞれ異なるため、ニーズのマッチングを含め運営協議会において調整が必要である。

②学生の積極的な参加を促すことが必要である。

- ・学生のスケジュールの確保が困難である。特に、近年はコロナ禍で学生の参加が限定された。

第2節 文化財の保存・活用に関する方針

(1) 文化財を知る ―調査と研究― に関する方針

【 1 文化財の調査研究の推進】

〈方針1〉 1-1-ア 把握調査等の実施

●市民とともに「竹田らしさ」を彩る文化財、まちづくりにとって重要な地域資源である文化財の把握を行う。

- ①指定等文化財の現況確認調査を実施し、基本情報の更新作業と保存状態の把握を行う。
- ②寺院や神社が所有している有形文化財について、悉皆的な把握調査を実施し、その把握と掘りおこしに努める。
- ③地域ごとに未指定文化財の把握調査を実施し、地域に点在する多種多様な文化財の把握と掘りおこしに努める。特に、萩・久住・直入地域において重点的に総合的な把握調査を実施する。類型別では、無形文化財及び民俗文化財、記念物（名勝地と動物、植物、地質鉱物）の把握に努める。
- ④調査に携わる専門職員の計画的な採用計画を検討する。また、市民と共同で把握調査を行うなど、調査体制の構築に努める。

〈方針2〉 1-1-イ 専門的な研究活動の実施

●調査等で把握した文化財とその周辺について専門的な研究活動を行い、その本質的価値を明らかにする。

- ①歴史文化館を中心に、大学や国・県等の研究機関との連携と情報共有を図りながら、計画的に専門的な研究活動を展開し、文化財の本質的価値を明らかにしていく。
- ②研究活動に携わる専門職員の計画的な採用計画を検討する。また、研究活動に市民等の助力を得られるよう、市民参加のあり方を検討し、研究体制の構築に努める。
- ③市民や民間主体の研究活動の促進を図り、必要な支援を行う。

【 2 情報発信と価値の共有】

〈方針3〉 1-2-ア 調査研究成果の公開と共有

●展示・刊行物・講座などの事業を展開し、調査研究成果を広く公開し、多くの市民等に関心を持ってもらう。

- ①最新の研究成果に基づいた刊行物等を作成し、広く市民や研究者と共有を図る。
- ②歴史文化館で企画展を開催し、竹田市の歴史文化の特徴を市民や観光客に発信する。また、図録や研究報告、ガイドブック等を作成する。
- ③幅広い年代層の市民に参加を促しながら、講演会及び講座を継続的に開催する。
- ④市民や民間主体の研究活動の促進を図り、必要な支援を行う。

〈方針4〉 1-2-イ インターネットを活用した情報発信

●ホームページや SNS 等、インターネットを有効活用した情報発信を展開し、広く市民等に周知する。

- ①岡城跡公式ホームページと SNS の有効活用を図る。
- ②竹田市公式ホームページ、広報たけたの有効活用を図る。
- ③文化財情報、資料画像、PDF 化した刊行物などをインターネット上に公開する。

(2) 文化財を守る ―保存と継承― に関する方針

【 1 文化財の適切な保存】

〈方針5〉2-1-ア 指定等と保護施策の実施

●文化財の特性に応じた適切な保存と管理を図り、後世へ確実に継承する。また、保存のための財源の確保に努める。

- ①引き続き、指定等文化財に対する保護施策の実施に努め、国・県等の補助金を活用しながら、予算の確保に努め、指定等文化財の保存修理を進める。
- ②未指定文化財に対する保護施策について検討し、その保存と継承に努める。また、指定等候補リストを作成しながら、必要に応じて文化財保護調査員に諮り指定等を行う。
- ③景観を阻害、あるいは文化財への被害を及ぼす可能性がある支障木等の除去に努め、周辺環境の改善に努める。
- ④円滑に文化財の保存と継承に向けた取組が実施できるように、関係機関・団体との連携と情報共有を図る。
- ⑤保存修理に携わる分野別の専門職員の採用計画を検討する。また、大学や国・県等の関係機関、専門家との連携と情報共有を図るなど、体制の構築に努める。

〈方針6〉2-1-イ 資料収集と保存施設の整備

●文化財の市外流出を未然に防止し、後世へ確実に継承するために、歴史文化館を中心に適切な保存環境の整備を推進する。

- ①歴史文化館を中心に適切な保存環境を整備し、有形文化財を確実に後世へ継承する。また、遊休施設の活用を含め、保存スペースの確保に努める。
- ②貴重資料の市外への流出を未然に防止するため、歴史文化館を中心に受け入れ体制を整備し、相談しやすい環境づくりに努める。また、市民等への周知と啓発に取り組む。

〈方針7〉2-1-ウ 伝統芸能の継承と支援

●地域の祭礼や伝統芸能の継続的な活動の展開を推進する。

- ①祭礼や伝統芸能が継続的に実施できるように支援を行う。各伝統芸能の魅力や祭礼の開催日等を効果的に周知できるように、インターネットを活用した周知方法について検討し、知名度の向上を図る。また、記録映像の有効な活用方法についても検討を行う。
- ②引き続き、国・県等の補助金や民間の助成金を活用しながら予算の確保に努め、用具の新調や修繕に対する支援を行う。

〈方針8〉2-1-エ 市民参加の保全活動の推進

●多様な市民参加の保全活動の展開を推進し、円滑に実施されるように関係機関と連携し、支援を行う。

- ①地域で行われている様々な保全活動の把握に努める。そして、引き続き協力団体と連携して、既存の共催事業（「岡城清掃の日」や「岡藩主中川家墓所（大船山）清掃登山」）を継続的に実施していく。民間主体の保全活動についても、自立的かつ継続的な実施を促すとともに、協力体制を構築する。

- ②カモシカやミヤマキリシマをはじめとする動植物の保全活動について、その啓発に努め、保全活動を担う関係団体や国・県等の関係機関や専門家と連携を図る。

〈方針 9〉 2-1- オ 社会教育との連携

●文化財の維持管理と保存を担う地域住民を育むために、公民館や地域と連携した取組を展開する。

- ①公民館や地域でのアウトリーチ事業（出前講座や調査）を展開し、文化財の維持管理と保存に関して地域住民の理解を得る取組を実施する。

【 2 未来の担い手づくり】

〈方針 10〉 2-2- ア 学校教育との連携

●文化財の魅力と価値を共有するための教育プログラムを実現させ、文化財の保存・活用に携わる“未来の担い手”を育てる。

- ①既存事業を見直し、学校現場のニーズを確認しながら、子どもが楽しみながら学べる教育プログラムづくり、教材づくりに取り組む。また、フィールドワークなどの機会の創出を図る。

〈方針 11〉 2-2- イ 文化財愛護少年団に対する支援

●文化財愛護少年団が継続的に活動できるように、その支援を行う。

- ①現在の計 3 団体の文化財愛護少年団が継続的に生き活きと活動できるように、その取組を支援する。

（ 3 ）文化財を活かす ―まちづくりへの活用― に関する方針

【 1 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

〈方針 12〉 3-1- ア 文化財整備の展開

●文化財の魅力を最大限に引き出すように、その整備を行い、活用しやすい環境づくりに努める。

- ①財源の確保に努め、活用を見据えながら指定等文化財の整備を引き続き行う。個人所有の指定等文化財については、所有者と連携を図りながら必要な整備を推進する。
- ②説明板等の設置と更新を定期的 to 実施していく。既存の説明板等の状況把握を行い、老朽化が著しいものから順次更新していく。また、旧町教育委員会表記の説明板等についても、できる限り早期の更新に努める。

〈方針 13〉 3-1- イ デジタル技術による文化財活用の推進

●AR アプリ「岡城時空散歩 AR ガイド」の活用を推進するとともに、他の文化財へ新たな展開を図る。

- ①AR アプリ「岡城時空散歩 AR ガイド」の積極的な活用を図り、楽しく学びながら岡城跡を散策してもらう。利用者数を増やすための取組として、AR アプリを用いた観光客向けイベントや市民向け学習会などを開催するとともに、効果的な情報発信を図る。
- ②岡城跡以外の文化財で、ガイドアプリ等のデジタル技術を活用した新たな事業展開が可能か検討し、実施に努める。

〈方針14〉3-1-ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備

●歴史文化館を軸に、岡城跡から旧城下町へ、旧城下町から各地域へと、ひとの流れを創出し、多様なまちづくりの展開を支援し、地域の活性化につなげる。

- ①歴史文化館をガイダンス機能の拠点として位置づけ、岡城跡と歴史文化館をつなぎ、歴史文化館から旧城下町へ、旧城下町から地域へ、というようなひとの流れの創出に努める。また、各地域にガイダンス機能を持った拠点施設を整備できないか検討する。
- ②城下町パスポートの活用を図り、中心市街地である旧城下町の活性化に貢献する。また、引き続き旧城下町の商店等と連携を図り、城下町パスポートを活用した観光モデルコースの設定やイベント等も実施する。
- ③来訪者に多様な視点から地域の魅力を紹介する役割を担うガイドの育成に努める。

〈方針15〉3-1-エ 文化財を活用した多様な取組の展開

●様々な視点から文化財を身近に感じられるよう、市民等による多様な活用を推進し、まちづくりと地域の活性化につなげる。

- ①文化財を地域の魅力を彩る観光資源と捉え、必要な整備等を行い、その有効活用を図る。特に、補助金等を活用しながら、登録有形文化財などの歴史的建造物の保存整備と公開活用を推進する。
- ②文化財を活用しやすい環境づくりに努め、継続的に文化財を活用したイベントが実施できるように、関係団体や協力団体と連携を図る。また、庁内関係課との連携と情報共有を図り、多様な市民活動を支える体制を整える。

〈方針16〉3-1-オ 地域大学連携事業の実施

●大学連携センターを拠点に地域と大学の連携を図り、地域づくりの一環となるように事業を展開する。

- ①竹田市文化財管理センターに設けられた「大学連携センター」を活用し、地域と大学の連携を図りながら効果的に事業を展開することで、地域と大学の交流による地域づくりを促進する。
- ②地域大学連携事業のあり方について、別府大学との連携を基軸にしつつ、NPO 法人大学コンソーシアムおおいたとの連携も検討し、県内在住の大学生（留学生含む）と地域社会のマッチングを試み、文化財の保存・活用という場への学生の参画を促す。

第6章 竹田市の文化財の保存・活用に関する措置

第1節 文化財の保存・活用に関する措置

本計画の計画期間中に優先的に実施する措置の内容並びに実施期間を、Ⅰ期Ⅰ～4年、Ⅱ期5～7年、Ⅲ期8～10年と設定して、計画的に文化財の保存と活用を進める。進捗状況を確認しながら、内容の見直しを適宜実施する。事業の実施にあたっての財源としては、市費以外に文化庁の補助金、関係省庁の補助金（地方創生推進交付金等）、大分県の補助金の他、財団の助成金をはじめ民間資金等の活用も積極的に図る。

（Ⅰ）文化財を知る－調査と研究－に関する措置

【Ⅰ 文化財の調査研究の推進】

1-1- ア 把握調査等の実施

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
1	指定等文化財の現況確認調査 指定等文化財の現況を確認し、基本情報の更新作業や保存状態の把握等、カルテを作成する。	◎		○	○						
2	指定等文化財の写真等撮影 保存・活用に向け、指定等文化財の現況写真及び宣材写真や映像等を撮影する。	◎		○	○						
3	寺院所蔵文化財の把握調査 寺院が所蔵（管理）する有形文化財（建造物、絵画資料、工芸品等）の把握を行う。	◎		○	○						
4	神社所蔵文化財の把握調査 建造物、社叢、工芸品、記録資料などの把握調査を行い、神社史の再構築と一体的な文化財の保存と活用を図る。	◎		○	○						
5	未指定文化財の把握調査 市民参加を募りながら、地区ごとに未指定文化財の総合的な把握調査を行い、未指定文化財リストを更新していく。旧3町地域で優先的に実施し、竹田地域では「竹田市誌」地区誌編の再確認を行う。	◎	○ 総支	◎	○						
6	無形文化財・民俗文化財・記念物の把握調査 無形文化財と民俗文化財については、市史等を参考にしながら、現在も継続的に実施されているかどうかも含めて把握調査を行う。記念物（特に動植物と地質鉱物）についても、自然分野の既存調査等を参考にしながら文化財としてのリストを作成する。	◎	○ 総支	◎	○						
7	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査 開発行為等に伴う発掘調査を実施する。	◎	○ 建農	○	○	○	○				
8	古文書等記録資料の所在確認調査 大分県立先哲史料館と連携し、記録資料の所在確認を行う。	◎		○	○						

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6参照）

1-1- イ 専門的な研究活動の実施

No	措置の内容	取組主体			財源			時期		
		市 文	市 他	民間 等	市	国・ 県	民間	I	II	III
9	歴史文化館による調査研究 ①古文書等記録史料の整理と解説を行う。②岡藩史、豊後南画、郷土の先人等、個別のテーマについて調査研究を行う。	◎		○	○					
10	市民による調査研究 市民や民間の関連団体が主体となって本市の歴史文化の調査研究を行い、地域資源の掘り起こしを図る。行政はその支援を行う。	○	○ 観	◎			○			
11	調査研究に携わる専門的人材の確保 学芸員や文化財専門技術者の採用と配置を進めるとともに、文化財ガイドや古文書の解説を行う市民研究員等を育成する。	◎	○ 総	○	○					

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

【2 情報発信と価値の共有】

1-2- ア 調査研究成果の公開と共有

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市 文	市 他	民間 等	市	国・ 県	民間	I	II	III	
12	調査報告書等の刊行とデジタル化 報告書や資料集を作成し、調査研究の成果を広く周知する。また、デジタル化しインターネット上への公開を検討する。	◎			○	○	○				
13	研究書やガイドブック等の刊行 歴史文化に関するガイドブック等を発行し、広く市民等と共有を図る。	◎		◎	○		○				
14	歴史文化館による特別展（企画展）の実施 歴史文化館で展示事業を展開し、竹田市の歴史文化の特徴を市民や観光客等に周知する。また、展覧会図録、同ガイドブック、歴史文化館研究報告書等を刊行する。	◎		○	○	○	○				
15	古文書等記録資料のデジタル化 歴史文化館が保管している古文書等記録資料のデジタル化を実施し、市民や研究者が利用しやすい環境を整備する。	◎			○	○	○				
16	講演会や講座の実施 講演会や講座を実施し、参加者と情報の共有を図る。また、歴史文化館でも講座や体験型ワークショップを実施する。	◎	○ 政 観	◎	○	○	○				歴 風 1 9

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

1-2- イ インターネットを活用した情報発信

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市 文	市 他	民 間 等	市	国 ・ 県	民 間	I	II	III	
17	岡城跡公式ホームページ等を活用した情報発信 岡城跡公式HPやSNSを活用し、効果的な情報発信を行う。	◎	○ 観		○						
18	竹田市公式ホームページ等を活用した情報発信 竹田市公式HPやSNSを活用し、効果的な情報発信を行う。	◎	○ 総 政		○						
19	文化財デジタルアーカイブの整備 文化財の基本情報、資料画像、PDF化した刊行物などをインターネット上に公開する。	◎			○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

（２）文化財を守る－保存と継承－に関する措置

【Ⅰ 文化財の適切な保存】

2-1- ア 指定等と保護施策の実施

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市 文	市 他	民 間 等	市	国 ・ 県	民 間	I	II	III	
20	指定等候補文化財リストの作成と調査 把握調査や調査研究で明らかになった文化財の詳細調査を行う等、指定等候補文化財の選定と調査を行い、リストを作成する。	◎		○	○	○					
21	文化財指定等や指定等の格上げの推進 指定等候補文化財リストの中から、重要度に応じて文化財保護調査委員会に諮り、指定等の措置を行う。	◎		○	○	○					
22	周知の埋蔵文化財包蔵地のデジタル化 開発行為等との円滑な調整のため、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡地図）をデジタル化し、広く周知する。	◎			○	○					
23	指定等文化財の保存修理と管理 現況確認の結果や所有者の意向を確認し、国・県等の補助金を活用しながら、指定等文化財の保存修理を行う。	◎	○ 建 観	◎	○	○	○				
24	景観支障木等の伐採 景観を阻害し、文化財への被害を及ぼす可能性がある支障木等の伐採を実施する。	◎	◎ 建 観	◎	○	○	○				
25	未指定文化財に対する保護施策の検討 把握調査で明らかになった未指定文化財に対する保護措置について検討する。	◎	○ 政		○	○	○				
26	文化財の保存修理等の財源確保の仕組みづくり ふるさと納税やクラウドファンディング等、新たな財源確保の取組を行う。	◎	○ 政		○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

2-1- イ 資料収集と保存施設の整備

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
27	文化財収蔵施設の整備 文化財資料を収蔵するための施設整備を行い、収蔵スペースを確保する。	◎			○	○					
28	歴史文化館による文化財の収集 絵画や古文書等の資料の購入や寄贈・寄託の受け入れを進める。また、市民に対して適切な保管方法などと一緒に周知する。	◎			○	○					

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

2-1- ウ 伝統芸能の継承と支援

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
29	無形民俗文化財等の保存団体への支援 伝統芸能用具の新調や修繕に対して、補助金や助成金等の支援を行う。	◎	○政	○	○	○	○				歴風23
30	無形文化財・無形民俗文化財デジタルアーカイブの整備 インターネットを活用した祭礼や伝統芸能の広報活動のあり方、記録保存した映像の活用方法等を検討する。	◎	○観	○	○	○	○				歴風23

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

2-1- エ 市民参加の保全活動の推進

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
31	文化財と周辺環境の保全活動の実施と支援 文化財及び周辺の清掃作業等を実施する。地域住民主体の活動について支援を行う。	◎	◎	◎	○		○				
32	動植物の保護活動の実施と支援 関係団体・関係機関・専門家と連携し、貴重動植物の保護活動を実施する。地域住民主体の活動について支援を行う。	◎	◎農支	◎	○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

2-1- オ 社会教育との連携

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
33	公民館を活用したアウトリーチ事業の展開 公民館や地域と連携したアウトリーチ事業に取り組み、地域に出向いて講座や調査等を実施する。	◎	○ 総支生	◎	○						歴風19

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

【2 未来の担い手づくり】

2-2- ア 学校教育との連携

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
34	教育プログラムの作成と「郷土学」の推進 学校教育と連携し、「総合的な学習」時間を活用し、子どもたちが地域の歴史文化や自然等を学べる教育プログラムを作成する。	◎	○ 学	○	○						歴風19
35	学習教材の作成と活用 本市全体や各校区に特徴的な歴史文化について、楽しく学ぶことができる子ども向けのガイドブック等を作成し、配布する。	◎	○ 学	○	○						
36	文化財子ども探検隊（仮称）の実施 子どもたちが文化財を実際に訪れ、本物から様々なことを学んでもらうための機会（フィールドワーク等）を創出する。	◎	○ 学		○		○				歴風19
37	伝統文化を体験する機会の創出 伝統芸能や食文化等を子どもが体験するプログラムを検討し実施する。	◎	○ 学	◎	○	○	○				歴風19

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

2-2- イ 文化財愛護少年団に対する支援

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
38	文化財愛護少年団に対する支援 現在の計3団体の文化財愛護少年団が、継続的に生き活きと活動を展開できるように、必要に応じて支援を行う。	◎	○ 支	◎	○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

(3) 文化財を活かすーまちづくりへの活用ーに関する措置

【Ⅰ 文化財を活用した交流と賑わいの創出】

3-1- ア 文化財整備の展開

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
39	指定等文化財の保存整備の実施 財源の確保に努め、指定等文化財の整備を実施し、観覧環境の向上と価値の磨き上げに努める。個人所有の指定等文化財については、所有者と連携を図り必要かつ適切な整備を推進する。	◎	○観建	○	○	○	○				歴風45
40	説明板等の設置と更新 説明板等（標柱、各種サイン、誘導、解説）の設置と更新を行う。老朽化したもの、旧町教育委員会表記のままのもの、デザインが不揃いなもの等を更新する。	◎	○観支	○	○		○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6参照）

3-1- イ デジタル技術による文化財活用の推進

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
41	アプリ「岡城時空散歩ARガイド」の活用の推進 ARアプリ「岡城時空散歩ARガイド」を活用したイベント（観光者向け）や学習会（市民向け）等を実施する。	◎	○観生	◎	○		○				
42	デジタル技術を用いた活用事業の新展開 岡城跡以外の文化財で、デジタル技術を活用した新たな事業展開ができないか検討し実施する。	◎	○観	○	○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6参照）

3-1- ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の設備

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	II	III	
43	関連文化財群の磨き上げ 関連文化財群に関わる把握調査や調査研究の進展に基づいて、各関連文化財群のストーリーや構成文化財の見直しを行う。	◎	◎	◎	○		○				
44	ガイダンス機能の整備 旧城下町におけるビジターセンターとして、歴史文化館を活用し様々な情報を発信し、地域間の人流の活発化を図る。また、萩・久住・直入でも、同様の情報発信拠点の整備について検討し、実施する。	◎	○観支	○	○	○	○				歴風22

45	城下町パスポートの活用と展開 城下町パスポートを有効活用したイベントの実施等、旧城下町における交流人口の拡大を図る。	◎	○ 観 生	○	○		○						歴 風 2 2
46	歴史文化施設無料デーの実施 岡城跡、歴史文化館、瀧廉太郎記念館、佐藤義美記念館に、年に数回、無料公開期間を設定する。	◎	○ 観 生			○							
47	地区別・分野別の文化財マップの作成 文化財をテーマごとに紹介するマップを作成し、文化財巡りに活用する。	◎	○ 観	○	○		○						歴 風 2 0
48	文化財をめぐる観光ルート等の提案と整備 文化財をめぐるルートを提案し、マップや誘導看板、駐車場、交通ネットワーク等の整備を行う。	◎	○ 観 建	○	○		○						歴 風 8 ・ 2 2
49	文化財ガイド（観光ガイド）の活動と育成 竹田市観光ボランティアガイド委員会をはじめとした各種ガイドの活動の支援を行う。また、ガイドを育成する。	○	○ 観	○	○		○						歴 風 1 8

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

3-1- エ 文化財を活用した多様な取組の展開

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市 文	市 他	民 間 等	市	国 ・ 県	民 間	I	II	III	
50	歴史的建造物等、文化財の公開活用の推進 史跡や登録有形文化財など、国・県等の補助金を活用しながら適切な保存整備に努め、指定管理等の方法による活用を推進する。	◎	○ 観	◎	○	○	○				歴 風 1 ・ 3
51	文化財を活用したイベント実施の推進 文化財を活用しやすい環境をつくり、円滑かつ継続的に実施できるようにイベント開催の支援を行う。	◎	○ 観 支	◎	○	○	○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）

3-1- オ 地域大学連携事業

No	措置の内容	取組主体			財源			時期			備考
		市 文	市 他	民 間 等	市	国 ・ 県	民 間	I	II	III	
52	地域大学連携事業の展開 大学連携センター（竹田市文化財管理センター）を拠点に、地域（宮城・城原地区）と大学（別府大学）の連携を図り、効果的に事業を展開する。調査研究の実施、祭礼へ参加等の交流など。将来的には広く県内大学生（留学生含む）の参画を検討する。	◎		◎	○		○				

※取組主体…市文＝文化財部局、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など / ◎＝主体、○＝連携・協力

総＝総務、政＝総合政策、建＝建設、農＝農政、観＝商工観光、生＝生涯学習、学＝学校、支＝支所

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載（P.6 参照）